

人材不足にお悩みの 介護施設の皆様へ

～介護分野における雇用の創出・安定のため
介護施設や介護労働者の皆様に対して
様々な支援策を行っています～

職業訓練支援

雇入れ支援

定着支援

スキルアップ支援

厚生労働省/都道府県労働局/ハローワーク
都道府県/市区町村/雇用・能力開発機構
介護労働安定センター/地域ジョブ・カードセンター

職業訓練支援制度のご案内

○訓練生等を受け入れて頂ける介護事業者の方は、A～Dの各問い合わせ先にお申し出ください

資格の有無に関わらずまずは**6ヶ月間有期雇用**で雇い入れ、育成してから、正社員採用したい

A

未経験の方に資格を取らせながら、**1年間、有期雇用**で雇い入れ、良ければ採用したい

C

短期間の訓練生(実習生)として受け入れ、良ければ採用を考えたい

B

今すぐに実務経験がある方を採用したい

D

A 実習型雇用支援事業

問合せ先

ハローワーク

I 概要

- ・6か月間、企業現場(介護分野の場合は、介護施設等)で雇い入れて職場実習を行い、正規雇用につなげる事業
- ・介護施設に対し、実習期間中及び正規雇用した場合の助成措置があります

受入事業所

実習型雇用
※ 実習期間
(6ヶ月)

[メンターによる指導等]

実習期間終了

就職
(期間の定めなし)

[実習結果を踏まえた評価]

職場定着

II 特徴

○介護施設の皆様

- 介護施設に対して、実習期間中と、実習終了後に、正社員に雇い入れた場合、各々に助成措置があります
 - ・実習型雇用中: **月10万円**
 - ・正社員で雇用した場合: **さらに100万円**
(半年定着後に50万円、さらに半年定着後に50万円)
- 実習終了後に、正社員採用の是非を判断することができます。

○求職者のメリット

- 実務経験を積み、自らの資格を活かして、正規就職を目指したい方におすすめ。(資格がない方でも利用できます)

介護分野の事業者の方への支援策

表の見方

事業名

支援(助成)の内容

対象事業者

問い合わせ先

新たに介護労働者を確保し、定着させたい



◆ 中核人材を雇い入れ ◆

介護基盤人材確保等助成金

雇入れ1人当たり70万円(1事業者3人まで)

- 社会福祉士又は介護福祉士
- 訪問介護員(1級)
- 介護職員基礎研修修了者
- サービス提供責任者

のいずれかの資格を持ち、実務経験が1年以上の方を雇い入れた介護事業者

・改善計画、申請計画

→ 介護労働安定センター各都道府県支部
・支給申請 → 各都道府県労働局・ハローワーク

◆ 指導・助言を受けたい ◆

福祉・介護人材マッチング支援事業

キャリア支援専門員が人材を採用・定着できる職場づくりに向けた助言・指導を実施

助言・指導を希望する介護事業者

各都道府県福祉人材センター

◆ 相談したい ◆

福祉人材確保重点対策事業

主要なハローワークに設置する「福祉人材コーナー」における介護分野の就業経験者等による求人充足に向けての助言・指導

助言・指導を希望する介護事業者

各都道府県労働局・ハローワーク

◆ 未経験者を雇い入れ ◆

介護未経験者確保等助成金

雇入れ1人につき6ヶ月の支給対象期ごとに25万円(1年間で50万円まで)

※企業規模に応じて上限あり

介護関係業務の未経験者を雇い入れ、一定期間定着させた介護事業者

各都道府県労働局・ハローワーク

◆ 他の事業所と連携したい ◆

複数事業所連携事業

複数の事業所が連携して、合同採用や研修等を行った場合に一定額を助成

連携事業を行う介護事業者、養成校

各都道府県福祉人材確保担当部局



◆ ◆ ◆ 訓練・資格取得などに協力しながら・・・ ◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆ 給与の水準を引き上げたい ◆ ◆ ◆

- ①基金訓練(緊急人材育成支援事業)
- ②公共職業訓練
- ③介護労働講習(介護職員基礎研修)

実習を組み込んだ職業訓練において、実習受け入れ先として訓練受講生を受け入れることにより、受講生の適性等を予め確認

訓練生を受け入れる介護事業者

- ①(独)雇用・能力開発機構各都道府県センター
- ②(独)雇用・能力開発機構各都道府県センター
各都道府県職業能力開発主管課
- ③(財)介護労働安定センター各都道府県支部

◆ 資格の勉強をさせながら、働かせたい ◆

「働きながら資格をとる」 介護雇用プログラム

自治体からの委託を受けて、介護資格(ヘルパー等)の養成機関に通わせながら介護労働の経験を付与

原則1年以内の雇用契約で雇い入れ、働きながら資格を取得させる介護事業者

各都道府県介護保険担当課室

◆ 自社で育成し、正規で雇い入れたい ◆

実習型雇用支援事業

実習期間:1人10万円/月、正規雇入れ:1人100万円(6箇月の支給対象期ごとに50万円ずつ)

基金訓練修了者であって、介護職を未経験の方等を6ヶ月の有期雇用で実習等を行い、その後に正規で雇い入れを目指す介護事業者

各都道府県労働局・ハローワーク

職場体験事業

福祉・介護の職場体験の機会の提供

職場体験者を受け入れる介護事業者

各都道府県福祉人材確保担当部局

◆ 即戦力となる人材を育成したい ◆

ジョブ・カード制度における雇用型訓練 (新たに雇い入れる方向け)

正社員経験の少ない方や新規学卒者を雇用し、訓練計画に基づき座学と企業実習の機会を提供する事業主について、訓練経費や訓練期間中の賃金等を助成

雇用保険適用の介護事業者

地域ジョブ・カードセンター(県庁所在地等の商工会議所)

介護職員処遇改善交付金

介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し、介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額の資金を交付(平成22年度以降、キャリアパスに関する要件を追加)

介護職員の賃金改善を行う見込みがあること

労働保険に加入していること

等に該当する介護事業者

各都道府県介護保険担当課室

◆ 介護福祉機器を導入したい ◆

介護労働者設備等整備モデル奨励金

導入等の所要経費の1/2
(上限300万円まで)

介護福祉機器(移動用リフト等)について導入・運用計画を都道府県労働局に提出、認定を受けて導入し、雇用管理の改善を図った介護事業者

各都道府県労働局・ハローワーク



◆ ◆ ◆ 職員の能力を引き上げたい ◆ ◆ ◆

潜在的有資格者等養成支援事業

職員のOFF-JTを行うことが困難な事業所の従事者に対し、キャリアアップを支援するための研修を実施
※この他、介護福祉士等の資格を有していながら現在就労していない方々に対する再就労のための研修等を実施

研修を希望する介護事業者

各都道府県福祉人材確保担当部局

代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業

現任介護職員等を研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業

代替職員を雇い入れる介護事業者

各都道府県介護保険担当課室

キャリア形成訪問指導事業

養成校等が事業所を巡回・訪問して職員のキャリアアップ等のための研修を実施

研修を希望する介護事業者

各都道府県福祉人材確保担当部局

キャリア形成促進助成金

事業主が、その雇用する労働者等について、職業訓練・教育訓練を行う場合、訓練期間中の賞金及び訓練経費の一部を助成

雇用保険適用の介護事業者

(独)雇用・能力開発機構各都道府県センター

ジョブ・カード制度における雇用型訓練 (在職非正規労働者向け)

既に介護事業所に雇用されている非正規労働者を正社員化する目的で、訓練計画に基づき座学と企業実習の機会を提供する事業主について、訓練経費や訓練期間中の賞金等を助成

雇用保険適用の介護事業者

地域ジョブ・カードセンター(県庁所在地等の商工会議所)

実習受入施設ステップアップ事業

実習受入に関する報告会や講習会を開催し、実習指導のレベル向上等を図る

実習生を受け入れる介護事業者

各都道府県福祉人材確保担当部局

◆ ◆ ◆ 相談したい ◆ ◆ ◆

研修コーディネート事業

介護施設における教育訓練の実施について、訓練のノウハウ等に関する相談・情報提供を実施

相談等を希望する介護事業者

(財)介護労働安定センター各都道府県支部

福祉・介護人材定着支援事業

就職して間もない従事者に対する巡回相談等を実施

相談等を希望する介護事業者

各都道府県福祉人材確保担当部局

このパンフレットに記載のある他にも、支援を受けるための各種要件がありますので、支援を受けようとする介護関連事業主の方は、事前に余裕を持ってお問い合わせください